

社会保険大学校における普通科研修の見直しにあたっての確認事項

平成10年度の社会保険大学校における普通科研修の見直しについて、次のとおり確認する。

1. 受研要件、期間、回数を下記のとおりとする。

①受研要件を基礎科目（法学概論・憲法・行政法・民法・労働法概論）を修学している者をB課程とし、それ以外の者をA課程（3級以下）とする。

②期間について、A課程を25日（これまで30日）、B課程は従来（17日）とする。

③回数について、A課程を3回（これまで8回）、B課程を3回（これまで1回）とする。

2. 普通科研修の受研要件をA課程・B課程に整理する目的は、研修内容の充実と効率的な研修運営とすることであり、学歴差別につながるものではない。

3. 今後、この見直しによる普通科研修の実施において、問題が生じた場合は、速やかに協議する。

1998年4月28日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国賃評議会

事務局長

確 認 事 項

レセプト点検一括集中処理方式の本格実施にあたって、次の事項を確認する。

1. センター設置及び設置後の必要な経費について、措置する。
2. 職員の待遇改善について、引き続き努力する。
3. 本格実施及び実施時期については、各県の労使協議を尊重するとともに、そのことによって、人事や予算で締めつけは行わない。
4. 「レセプト点検事務センターの本格実施に向けた申し入れ（98.6.15）」に対する回答（98.6.19）について、尊重する。
5. レセプト点検業務に係るシステム改善について、引き続き検討する。
6. 本格実施後、事務処理機器更改が予定されている、2,000年3月に再度、組織機構及び業務処理方法等について見直す。
7. 見直しまでの間、問題が生じた場合は、別途協議する。

1998年6月23日

社会保険庁総務部
総務課長
自治労国賛評議会
事務局長

確 詔 事 項

オンライン事務処理機器更改にあたって、次のとおり確認する。

1. これまでの経過を尊重すること。
(98年3月11日の第一次申し入れに対する98年5月26日の回答及び、98年8月5日の第二次申し入れに対する98年8月20日の回答を尊重すること)
2. 50音キーボードについては、各県の実態を踏まえ、要望があつたものについて、対応すること。
3. 検討事項とされている画面切替や画面分割、テンキーの切り離し等、早期に改善が図られるよう、引き続き改善努力を行うこと。
4. 機器更改にあたってのレイアウト変更や備品等の必要な経費については、措置すること。
5. 可搬型照会用窓口装置については、別途協議すること。
6. 機器更改にあたって問題が生じた場合は、別途協議すること。

1998年9月11日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国賃評議会

事務局長

以 上

確 認 事 項

基礎年金番号の実施に伴う過去記録の整理にあたって、次のとおり確認する。

1. 業務量増に対応するため、引き続き定員増に努力する。また、謝金職員の予算増に努力する。
2. フリーダイヤルは、実施状況を踏まえ、増設する。
3. 業務処理方法については、今年度の実施状況を踏まえ、別途協議する。
4. 過去記録の整備については、業務処理方法を含めて別途協議する。
5. 過去記録の整理の実施にあたっては、関係機関への協力依頼を中心とした必要な広報は実施する。
6. 各県段階の事前協議期間については、十分保障する。
7. 過去記録の整理の実施に必要な経費は措置する。
8. 問題が生じた場合は、別途協議する。

1998年9月11日

社会保険庁総務部

総務課長

自治労国賛評議会

事務局長

以 上

合意メモ

オンライン事務処理機器の更改にあたって、98年9月11日合意の確認事項に基づき対応するとともに、次の事項について合意する。

1. 液晶画面が視力に与える影響について、一定の期間経過後に検証すること。
2. 卓上型と机上型の選択となっているが、書類保管にかかるスチール等の備品やレイアウト変更も生じてくることから、それらの経費についても措置すること。
3. 2人に一台のプリンター設置ではなく、各県の職場からの要求に基づき設置台数を確保すること。

1999年3月18日
社会保険庁総務部
総務課長
自治労国賛評議会
事務局長

確 認 事 項

介護保険料の年金からの徴収における磁気媒体（FD）の使用について、以下のとおり確認する。

1. 91年の機器更改における国費評議会の申し入れに対する庁回答をふまえ、介護保険料の年金からの徴収に限って使用するものである。
2. 各県においても十分に事前協議する。
3. 実施にあたって問題が生じた場合は、別途協議する。

1999年8月22日

社会保険庁総務部
総務課長事務取扱

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

現金詐取及び記録改竄にかかる不正行為防止対策（案）の実施にあたっては、
以下のとおり確認する。

1. 業務の簡素化や福利厚生の充実など、ゆとりある職場環境づくりに向け、
引き続き努力する。
2. 今回の対策は、労務管理強化及び労働強化に結びつくものではない。
3. 実施にあたって、問題が生じた場合は、その都度協議を行う。

1999年11月12日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

新共済組合の事務処理について、次のとおり確認する。

1. 引き続き人員の確保に努力する。
2. 業務軽減の観点から、引き続き業務の簡素化に向けて努力する。
3. 職員や家族のプライバシー保護に十分な対策を行う。
4. 共済システムについては、人事・労務管理に活用するものではない。したがって、システムそのもののネットワーク化およびオンライン化は行わない。
5. 共済システムの操作にあたっては、オンラインの操作基準を遵守する。
6. 問題が生じた場合は、その都度協議を行う。

2000年2月25日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

国民年金保険料学生納付特例申請に係る特別処理の実施にあたっては、次の事項を確認する。

1. 派遣社員(キー・パンチャー)は、法改に伴い緊急かつ大量の処理が発生したことによる特別なケースであることに鑑み、今回に限り導入するものであり、他の業務及び次年度以降の同業務に導入するものではない。
2. 派遣社員の配置場所は、東京・大阪を除き各県レセプト点検事務センター内とする。
3. 実施期間は、8月末までの必要な期間のみとする。
4. 実施にあたっては、各県段階においても十分な事前協議を保障する。
5. 問題が生じた場合は、その都度協議を行う。

2000年6月15日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

証更新事務の実施にあたって、次の事項を確認する。

1. これまでの協議経過をふまえ、労働条件を確保する。
2. 実施に係る必要な経費は十分確保する。
3. 各県段階においても十分協議を行う。

2000年9月4日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国賛評議会
事務局長

確 認 事 項

領収済通知書の一括収録を実施するにあたり、次の事項を確認する。

1. 政府の進める電子政府構想、日本銀行の歳出・歳入事務の電子化、徴収一元化とは関連するものではなく、あくまでも業務の簡素・効率化を目的とするものである。したがって、これらの今後の動きについては、その推移を見極め、事前に十分な相談及び情報提供を行うなど適切に対応する。
2. 引き続き、ゆとりある事務処理体制の確立に向け、必要な要員の確保など最大限に努力する。
3. 現行における各社会保険事務所の徴収業務全体への影響を最小限にするため、従来の各県独自の対応などについては誠意をもって対応する。
4. 必要な経費については十分確保する。
5. 実施にあたり、問題が生じた場合は社会保険庁が責任を持って対処する。なお、その場合は、国賛評議会と別途協議を行う。
6. 各県段階においても事前に協議を行う。

2000年11月6日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国賛評議会
事務局長

国民年金事務の見直しに係る基本合意にあたっての確認事項

国民年金事務の見直しに係る基本合意にあたっては、次の事項を確認する。

1. 見直しの基本的考え方は、今日段階の到達点として合意するものであり、引き続き必要な検討・改善は行うものである。
2. 社会保険職場における具体的な事務執行体制、事務処理要領の策定については、引き続き誠意を持って協議する。
3. 責任ある事務執行体制の確立に向け、最大限、定員確保に努力する。
4. 市町村への協力連携を確保するため、社会保険庁として責任を持って対応する。

2001年3月29日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国費評議会
事務局長

保険医療機関等管理システム及び給与システムの 機器更改に係る確認事項

保険医療機関等管理システム及び給与システムの機器更改にあたり、次の事項を確認する。

1. 今回の機器更改は、既存システムの変更や他システムとの連動など、これまでの確認を変更するものではないこと。
2. 機器更改にあたり使用方法の改善など業務軽減を目的とするものであり、よって担当者の労働条件改善に資するものであること。
3. 操作に当たっては、オンライン操作に係る「覚書」「具体的確認事項」に準じること。
4. このシステム及び使用機器は、確認した以外の目的には使用しないこと。
5. システム及び使用機器の変更や問題等が生じた場合は、その都度協議を行うこと。
6. 各県段階においても事前に労使間での確認を行うこと。

2001年7月13日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国賛評議会
事務局長

確 認 事 項

平成14年4月以降の国民年金事務見直しにおける届書の入力委託の実施にあたり、次のとおり確認する。

1. 今回の見直しに係る届書の入力委託については、これまでの「覚書」「確認事項」の基本姿勢に基づいたものであること。
2. しかしながら、厳しい定員事情等から当面の対応としての位置付けであること。
3. 実施にあたっては、「覚書」「確認事項」の基本姿勢を踏まえるとともに、各県や現場の意向を十分尊重すること。
4. 実施上問題が生じた場合は、その都度速やかに協議すること。

2001年12月12日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国賛評議会
事務局長

確認事項

「可搬型照会用窓口装置の導入」及び「届書の磁気媒体化の実施」にあたり、以下の事項について、確認する。

記

1. 「可搬型照会用窓口装置」及び「届書の磁気媒体化」の導入は、職員の労働条件改善、住民サービス向上に資するものとすること。
2. 使用範囲や使用にあたってのルールなどについては、各県の実情に応じた対応、十分な協議を保障すること。
3. 「可搬型照会用窓口装置」及び「届書の磁気媒体化」の導入にあたっては、「覚書」「確認事項」を遵守すること。
4. 「可搬型照会用窓口装置」の導入にあたり、ノルマの設定等、労働強化を行わないこと。
5. 事故防止対策、セキュリティ対策を万全に行うこと。
6. 導入後に生ずる問題については、その都度現場の意見を尊重し、速やかに対応すること。

2002年3月20日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国賛評議会
事務局長

確 認 事 項

昼休みにおける窓口の対応及びオンライン稼働時間の変更にあたり、
次のとおり確認する。

1. 昼休みにおける窓口対応は、地域住民のニーズ、地域の実情等を考慮し、職場で対応できる必要最小限の体制で行うものであること。
2. オンライン稼働時間の変更は、現行の勤務形態を変更するものではなく、勤務時間内で対応すること。
3. 休憩場所の確保など環境整備に配慮するとともに、行政の混乱を招くことのないように責任ある対応を図るものであること。
4. 問題が生じた場合は、別途協議すること。

2002年10月21日

社会保険庁総務部職員課長

自治労国賛評議会事務局長

確 認 事 項

「徴収簿及び決算報告事務等の機械化（A D A M S）」及び「診療報酬明細書等のD V D化」実施にあたり、以下の事項について確認する。

記

1. 「徴収簿及び決算報告事務等の機械化（A D A M S）」及び「診療報酬明細書等のD V D化」実施は、職員の労働条件改善と医療保険者の機能強化が求められる中での効率化・効果的レセプト点検の実施を目的とし、数字の締め付け等の労働強化や労務管理強化、人員削減につながらないものとすること。
2. 機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないよう、事前に十分な研修の実施や手作業部分の確保等、配慮を行うものとすること。
3. 働きやすい職場環境の実現に努めるとともに、引き続き、オンライン「覚書」「確認事項」を遵守すること。
4. データ、プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
5. 必要な予算は十分措置すること。
6. 実施にあたって、各県の実情に応じた対応や十分な協議を保障すること。また、導入後に生ずる問題については、その都度現場の意見を尊重し、速やかに対応すること。

2002年12月20日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長